

# 狭あい道路事業について

## 1、事業の目的

本町には未だ4m未満の狭い道路が数多く残されており、緊急車両の通行が不可能である・消火活動等に対する障害等、様々な問題が指摘されております。

皆様のご理解ご協力を戴き、建築基準法に規定されている道路幅員4mを確保し整備することにより、道路機能を向上させ、安全で良好な住環境の整備を図ることを目的に平成7年度から本事業を実施しております。

## 2、事業の基本方針 （詳細は場所によって異なりますので、建設課に必ず問合せください）

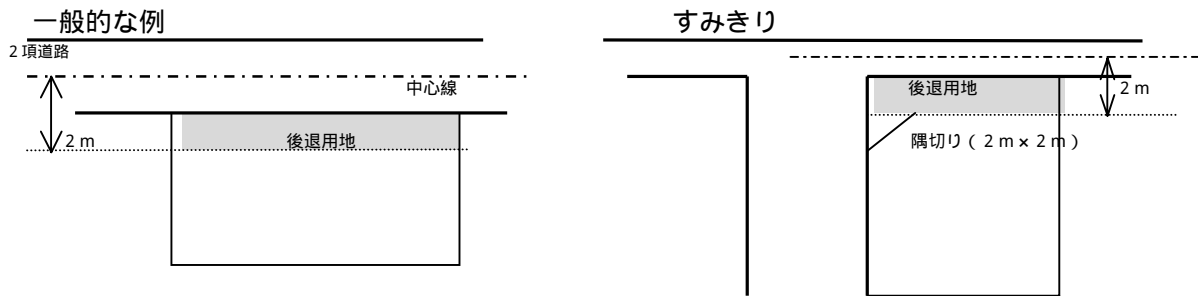
用地は道路として寄付となります。

**1筆確定測量費、分筆・所有権移転・地目変更の登記に要する費用は町が負担させていただきます。**

後退用地の取得 : 寄附を受ける : 4m未満の公道  
 寄附を受けない : 私道（私有地）, 基準法の道路取扱いに該当しないもの

隅切り用地 : 角敷地においては、隅切り用地の確保を協力願います。

その他 : 後退用地、隅切り部分に所有権以外（抵当権等）が設定されている場合は、当該権利が抹消できる場合を除き、寄付・買収は行いません。



**標準工程** 現地・登記状況（抵当権設定等）・工作物の有無により異なります

1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	5 週目
● 事前協議書提出				
● 現地測量・調査・仮杭の設置	●			
	● 現地立会い・境界確定図			
			● 申請者承諾後に登記（分筆・所有権移転）	

## 3、後退用地の整備・管理

- a) 公道の後退用地は、町が現道と同程度に整備し管理します。  
（整備工事は事業完了後約1年後内、工作物があるときは工作物が無くなってから整備いたします。）
- b) 私道の後退用地は、建築主が整備し管理します。

## 4、後退用地内の工作物の撤去 詳細は「工作物撤去補助について」をご覧ください

事業についてのお問合せは七ヶ浜町建設課管理係まで。TEL 022-357-2111（内線380）